相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都立川市錦町二丁目二番、最後の住所東京都立川市錦町二丁目二番二〇号
被相続人　亡　荒木　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月六日
日野市三沢四―三―一一プチコート高幡一階
相続財産管理人　弁護士　松浦　信平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県藤沢市長後八九九番地、最後の住所神奈川県藤沢市長後八九九番地　高橋方
被相続人　亡　菅原　達也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月六日
横浜市戸塚区平戸町四八四番地五九
相続財産管理人　白石　紀彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市池田町六丁目一七番、最後の住所横浜市西区桜木町四丁目一四番地一リーデンススクエア桜木町五〇一号
被相続人　亡　黒沢　亮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月六日
横浜市中区本町二丁目一九番地　弁護士ビル六階
相続財産管理人　弁護士　堀口憲治郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県三島郡出雲崎町大字尼瀬三〇四番地一、最後の住所東京都文京区水道一丁目一〇番八号
被相続人　亡　佐藤　武明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月六日
神奈川県藤沢市片瀬山五丁目二八番四号
相続財産管理人　弁護士　藤原　修身

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県厚見郡北一色村一七一番戸、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　和田治三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月六日
事務所岐阜県岐阜市美園町二―一〇オーエムミソノ二階　みその町法律事務所
相続財産管理人　弁護士　杉島　健二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県大垣市上石津町祢宜上一七八番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　祢宜　時夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月六日
岐阜県大垣市丸の内一丁目一〇番地　長澤法律事務所　相続財産管理人　長澤　清

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県掛川市千羽二四三四番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　榛葉　與秋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月六日
静岡県袋井市睦町二番地の八　Ｒｅ・ｐｏｓｅ　ＦＵＫＵＲＯＩ　一階中号室　司法書士井上史人事務所
相続財産管理人　司法書士　井上　史人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所愛知県岡崎市本宿町字北中町九番一〇番合併地
被相続人　亡　自称上松しのぶ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月六日
愛知県岡崎市康生通南三丁目一一番地岡崎東ビル二階
相続財産管理人　弁護士　牧　亮治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県多治見市西坂町一丁目一四七、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　大屋　学

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月六日
名古屋市千種区池下一丁目六番二〇号チサンマンション三〇六号ちくさ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　阪本　貞一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市北区天神橋八丁目二番地、最後の住所大阪市北区天神橋七丁目一四番一二号
被相続人　亡　宮永　邦忠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月六日
大阪府大阪市北区西天満六丁目一番二号千代田ビル別館九階
相続財産管理人弁護士　成田由岐子

無縁墳墓等改葬公告

墓地区画整理の為に無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますので、ご承知下さい。

平成二十二年十二月六日
一　墳墓等所在地　東京都台東区元浅草四丁目七番一〇号
一　墳墓等の名称　光明寺墓地
一　死亡者の本籍及び氏名　各死亡者の本籍は不詳　赤井米吉　赤井ため
一　改葬を行おうとする者　東京都台東区元浅草四丁目七番一〇号　宗教法人光明寺　住職　竹田　豊明　副住職　大野　泰行

所在不明株主の株式の売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年十二月六日
大阪府吹田市豊津町八番七号宝ビル六階
北港情報サービス株式会社
代表取締役　古谷　裕子

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所　株券の番号　株式の種類及び数

宇佐美博子　兵庫県芦屋市翠ヶ丘町六―一六―二〇四　普通株式一〇〇〇株　Ａ〇〇二六
〃　〃　〃　普通株式五〇〇株　Ｂ〇〇〇二
〃　〃　〃　普通株式一〇〇株　Ｂ〇〇〇三
〃　〃　〃　普通株式一〇〇株　Ｂ〇〇〇四